

議会基本条例検証結果C評価の対応	
条項号	第2条第2項（最高規範性）
条文	2 議会は、この条例の理念を共有するため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行うものとする。
評価の理由・意見等	議会基本条例に関して、議員研修（全員）を実施していない。
取組内容	条文の改正
スケジュール	平成28年3月定例会で改正
条項号	第3条第1項第3号（議会の活動原則）
条文	(3) 議会は、市長等の事務執行の監視及び評価並びに議会の政策提言を行う機能が十分に発揮できるよう努めること。
評価の理由・意見等	政策立案・提言が不十分である。
取組内容	各党派等で定期的な勉強会を実施する。
スケジュール	随時実施
条項号	第4条第1項第2号（議員の活動原則）
条文	(2) 議員は、議会が言論の場であること、及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。
評価の理由・意見等	自由討議が提案されているが、委員会等における議論が不足しており、今後の課題である。
取組内容	自由討議に関する要項等を定める。
スケジュール	平成28年4月の改選後に定める。
条項号	第4条第1項第4号（議員の活動原則）
条文	(4) 議員は、地方自治の本旨にのっとり、政策、条例、意見書等の議案を提出する努力をすること。
評価の理由・意見等	意見書等は適宜提出しているが、議案の提出は極めて少なく、努力が必要である。
取組内容	専門講師等による議案提出に係る研修会を行う。
スケジュール	平成28年度から実施
条項号	第5条第3項（市民との関係の基本原則）
条文	3 議会は、委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
評価の理由・意見等	特別委員会（庁舎・ケーブル）では、参考人を招致した事例はあるが、公聴会制度及び専門的又は政策的識見等は、活用されていない。
取組内容	委員会の中で必要性等を充分協議し、必要であれば政策的識見等を持っておられる方を招致する。
スケジュール	平成28年度から実施

条項号	第9条第2項（市長等による政策等の形成過程の説明）
条文	2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点並びに争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。
評価の理由・意見等	政策等の説明不足を含め、政策評価に関する審議が弱い。また、事業等執行後の政策評価を議会として審議していない。
取組内容	重要施策・事業等の政策評価を専門分野別に把握し、定期的に各委員会や各会派で審議する。
スケジュール	平成28年度から実施
条項号	第14条（専門的事項に関する調査）
条文	議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験を有する者等を積極的に活用するものとする。
評価の理由・意見等	学識経験を有する者等の活用は不十分であり、今後努力が必要。
取組内容	積極的に学識経験等を有する者等を招致する。
スケジュール	平成28年度から実施
条項号	第16条（議会図書室）
条文	議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室の充実に努め、その有効活用を図るものとする。
評価の理由・意見等	有効活用されておらず、議会関係の書籍も少ないため、図書の内容についても検討が必要。
取組内容	小委員会を設置して検討し、書籍購入の予算化を行う。
スケジュール	平成28年4月の改選後に設置する。
条項号	第17条（議会事務局の体制整備）
条文	議会は、議会及び議員の政策形成並びに政策立案機能の支援体制を強化するため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。 2 議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実を図ることができる。
取組内容	現状を調査し他市の状況を参考とする。
スケジュール	平成28年度から実施
条項号	第20条（見直し手続き）
条文	議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
評価の理由・意見等	条例の検証や定期的な見直しを行っていないため、今回の検証に基づく所要の措置が必要である。
取組内容	条文の改正
スケジュール	平成28年3月定例会で改正